



子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

●**対象者** 平成15年4月2日以降に生まれた子ども（障害児は20歳未満）の養育者で、下記のいずれかに該当する人

※令和4年2月末までに生まれる予定の新生児も対象になります。

- ・令和3年度分の住民税が非課税
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和3年度分の住民税が非課税の人と同様の事情にあると認められる

【申請が不要な人】

- ・令和3年4月分の児童手当が特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税が非課税の人

【申請が必要な人】

- ・15歳以上の児童のみを養育する世帯
- ・家計急変者

●**支給額** 児童1人当たり5万円

●**申込期限** 令和4年2月末まで

●**申請方法** 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類を添付し直接、または郵送で申請
※申請書は市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課窓口で取得してください。

●**申し込み・問い合わせ**

〒864-8686（住所不要）

荒尾市役所子育て支援課給付係 ☎63-1417



高校生世代に2,000円分の「SUGOCA」を配付します

高校生世代への経済的支援とコロナ禍で利用者が減少している公共交通機関の利用促進のために、交通系ICカード「SUGOCA」2,000円分（カード発行時の預かり金500円含む）を高校生世代に1人1枚配付します。

●**対象者** 平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人

●**配付時期** 7月中

●**配付方法** 対象者の自宅に簡易書留郵便で送付

●**利用方法** 市内を運行する鉄道、路線バスの他、SUGOCAの支払いに対応した店舗や自動販売機で利用できます。詳しくはカードに同封するチラシをご確認ください。

☎総合政策課政策推進室 ☎63-1273



プレミアム付商品券の加盟店を募集します

●**商品券の種類** 紙媒体と電子媒体の2種類

●**プレミアム率（発行総額）**

・紙媒体商品券 20%（1億2,000万円）

・電子商品券 40%（1億4,000万円）

●**利用期間** 9月1日(水)～12月31日(金)

●**登録条件**

・紙媒体商品券 市内に所在する店舗

・電子商品券 市内に本店を有する店舗（支店登記済可）

●**対象業種** ガス、情報通信、運送、各種商品小売、衣類・服飾小売、飲食料品小売、その他小売、宿泊、飲食店、持ち帰り・配達飲食、クリーニング・理容・美容、娯楽業、その他サービス、教育、学習支援、医療・福祉、自動車整備、不動産仲介手数料、その他

●**募集期限** 7月16日(金)

●**申込方法** 荒尾商工会議所窓口で申請

※詳しくは商工会議所に問い合わせください。
※商工会議所の非会員は登録料が必要です。詳しくは問い合わせください。

【事業者説明会（参加必須・申込不要）】

●**日時** 7月12日(月)

①午前10時30分～正午

②午後1時30分～3時

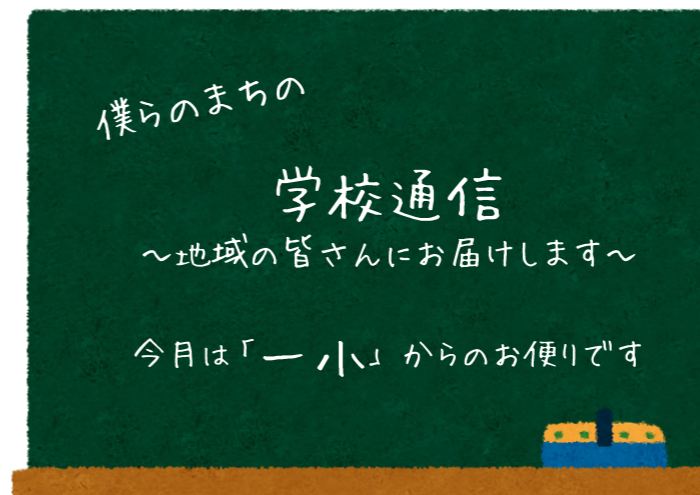
※両時間とも同一内容です。

●**場所** 文化センター小ホール

※電子商品券に登録を希望する事業者には、別途直前説明会（8月23日(月)）を行います。

●**申し込み・問い合わせ**

荒尾商工会議所（大正町1-4-5） ☎62-1211



地域に学び、地域に応える児童の育成

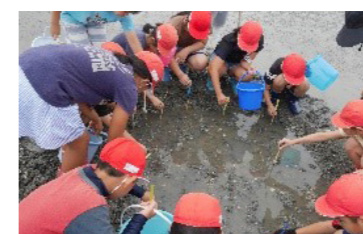


一小は児童数440人、18学級の学校です。主体性・協働解決力・創造力を身につけさせることを目標に、地域に貢献できる児童の育成を目指しています。

地域の教育力を活かして

荒尾地区協議会や一小元気づくり委員会の皆さんから協力をいただき、地域の教育力を活かした教育活動を行っています。

4年生のまじやくつりでは、地域の宝である有明海の干潟に行き、自然の豊かさ、大切さを感じるとともに、地域の名人さんとの交流を深めており、子どもたちが地域の素晴らしさを知る機会になっています。



子どもたち一人一人が活躍できる授業の充実



子どもたちが自分の考えをもち、相手に伝え、相手の考えを聞き応える授業を目指し、全校一丸となって授業改善に取り組んでいます。

グループごとに自分の考えを発表し、1時間の授業の中でできるだけ発表の機会を増やすことで、活躍の場を保障しています。

家庭との連携も大事にし、家庭学習にも力を入れています。「自主学習ノートコンクール」などを行い子どもたち一人一人の学力の向上を図っています。

声の広報 [文字による情報入手が困難な障がい者のための音声録音版広報紙]
☎福祉課福祉係 ☎63-1406

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今月号に掲載している情報に変更が生じる場合もあります。イベントや行事への参加などをはじめ、掲載情報をご利用になる場合は最新の情報を改めて確認することをおすすめします。

広報あらおをスマホへお届け



アプリをダウンロードすると、いつでも・どこでも・簡単に広報紙を閲覧することができます。